

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、岩手県保健医療計画の全部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健医療計画は、岩手県保健福祉部医療政策室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

令和6年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第2章 地域の現状

- 1 地勢と交通
- 2 人口構造・動態
- 3 県民の健康の状況
- 4 県民の受療の状況
- 5 医療提供施設の状況
- 6 保健医療従事者の状況
- 7 医療費の見通し

第3章 保健医療圏（医療圏）及び疾病・事業別医療圏、基準病床数

- 1 保健医療圏（医療圏）及び疾病・事業別医療圏
- 2 県境における医療連携体制の構築
- 3 基準病床数

医療法第30条の4第2項第17号に規定する基準病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

病床の種別	圏域	基準病床数	
療養病床及び一般病床	二次保健医療圏	盛岡	4,951床
		岩手中部	1,698床
		胆江	1,133床
		両磐	1,116床
		気仙	389床
		釜石	411床
		宮古	601床
		久慈	516床
		二戸	381床
精神病床	三次保健医療圏	合計	11,196床
		県の区域	3,261床
		県の区域	40床
感染症病床	三次保健医療圏	県の区域	23床
結核病床			

第4章 保健医療提供体制の構築

第1節 患者の立場に立った保健医療サービスの向上

第2節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進

- 1 医療機関の機能分化と連携体制の構築
- 2 公的医療機関等の役割
- 3 良質な医療提供体制の整備
 - (1) がんの医療体制
 - (2) 脳卒中の医療体制
 - (3) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制
 - (4) 糖尿病の医療体制
 - (5) 精神疾患の医療体制
 - (6) 認知症の医療体制
 - (7) 周産期医療の体制
 - (8) 小児医療の体制
 - (9) 救急医療の体制
 - (10) 災害時における医療体制
 - (11) へき地（医師過少地域）の医療体制
 - (12) 新興感染症発生・まん延時における医療
 - (13) 在宅医療の体制
- 4 地域医療構想
- 5 外来医療計画
- 6 医療連携における歯科医療の充実

第3節 保健医療を担う人材の確保・育成

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 看護職員

第4節 地域保健医療対策の推進

- 1 障がい児・者保健
- 2 感染症対策
- 3 移植医療
- 4 難病医療等
- 5 アレルギー疾患対策
- 6 歯科保健
- 7 母子保健医療
- 8 血液の確保・適正使用対策
- 9 医薬品等の安全確保と適正使用対策
- 10 薬物乱用防止対策
- 11 医療に関するデジタル化

第5節 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進

- 1 医療・介護の総合的な確保等の必要性
- 2 地域包括ケア
- 3 健康づくり
- 4 高齢化に伴う疾病等への対応

- 5 リハビリテーション
- 6 健康危機管理体制
- 7 地域保健・医療に関する調査研究
- 8 医療費適正化

第5章 医療連携体制構築のための県民の参画

第6章 東日本大震災津波からの復興に向けた取組

第7章 計画の推進と評価

地域編

盛岡保健医療圏

岩手中部保健医療圏

胆江保健医療圏

両磐保健医療圏

気仙保健医療圏

釜石保健医療圏

宮古保健医療圏

久慈保健医療圏

二戸保健医療圏